

個人住民税（市民税・府民税）の定額減税について

デフレ完全脱却の総合経済対策のひとつで、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度分の個人住民税について定額減税が実施されることとなりました。
減税後の税額で個人住民税が課税されますので、定額減税に関する手続きは必要ありません。

対 象 者

○令和6年度分の個人住民税の所得割納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下の方

減 税 額

- (1) 本人 1万円
(2) 控除対象配偶者および扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円
控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円減税します。
※(1)(2)の合計額が減税前の所得割額を超える場合は、減税前の所得割額が減税されます。

徴収方法（令和6年度分）

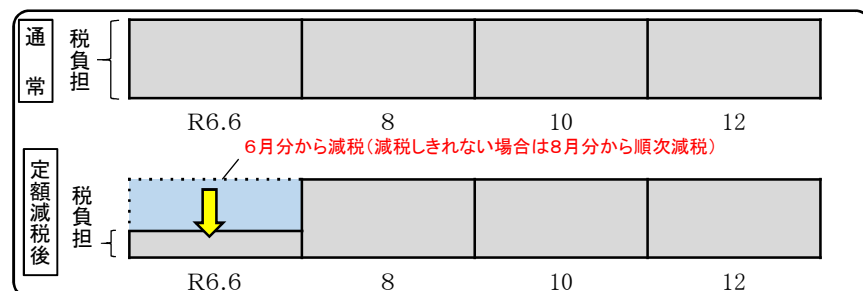
① 特別徴収（給与所得者）の方

令和6年6月分は徴収せずに、
定額減税後の税額を令和6年7月分
から令和7年5月分の11か月に分
けて徴収します。



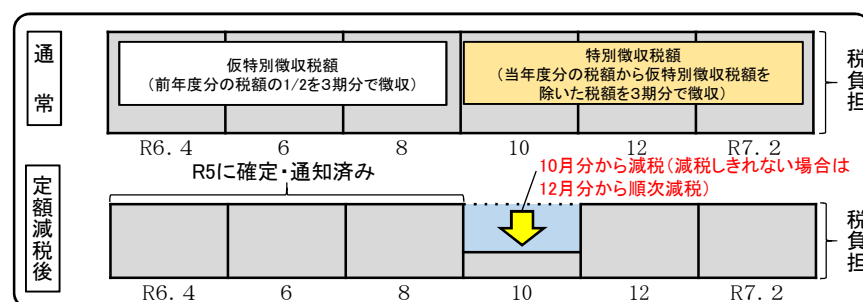
② 普通徴収（事業所得者等）の方

令和6年6月分の税額から減税し、
同月分から減税しきれない場合は、
令和6年8月分以降の税額から、順
次減税します。



③ 特別徴収（年金所得者）の方

令和6年10月分の特別徴収税額から
減税し、減税しきれない場合は、
令和6年12月分以降の特別徴収税額
から、順次減税します。



そ の 他

- 減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税額が減税しきれなかった場合は、差額を調整給付金として支給する予定です。調整給付金の詳細については、7月中旬以降にホームページ等でお知らせいたします。それまではお問い合わせいただいてもお答えいたしかねますのでご了承ください。
- 給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)